

嘔吐等による営業損害の請求について

リムジンタクシーは、お客様による嘔吐等の迷惑行為により車両が汚損され、営業を中断せざるを得ない場合、運送約款第 10 条に基づき、車両のクリーニング代及び休車損害として、タクシーは 1 万 3 千円の賠償金ハイヤーは 1 万 5 千円をお客様に請求させていただきます。

車両のクリーニング代及び休車損害に関するご請求

一般乗用旅客自動車運送事業運送約款 第 10 条に基づき、嘔吐等の迷惑行為で汚れや悪臭が発生した場合は車両のクリーニング代及び休車損害として、下記の賠償金を申し受けます。

項目	金額	内容
1.クリーニング代	7,000 円	車両のクリーニング代
2.休車損害 ハイヤー タクシー	8,000 円 6,000 円	現状回復までに要する時間に対する休車損害 床のカーペットまで汚損された場合、オゾン脱臭代 として別途 5,000 円を申し受けます。

一般乗用旅客自動車運送事業運送約款（抜粋）

第 10 条（旅客の責任）

当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

